

第1編 総論

第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

区は、住民の生命、身体および財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務および区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

区（区長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。平成29年12月一部変更。以下「基本指針」という。）および東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 想定する武力攻撃事態および緊急対処事態
- 第3編 平素からの備え
- 第4編 武力攻撃事態等への対処
- 第5編 復旧・復興等
- 第6編 他地区からの避難住民の受け入れ
- 第7編 大規模なテロ等（緊急対処事態）への対応
- 資料編

3 計画の基本的考え方

(1) 事態に応じた対処、平素からの備えの大枠を示す指針

本計画は、「武力攻撃事態等において実施する国民保護措置」、「平素からの備え」に関する大枠を示す指針である。区は、本計画に基づき、具体的な運用のために必要なマニュアルや基準、体制、関係機関との協定等を速やかに整備する。^(*)

(2) 武力攻撃事態等の8類型全体に通じる対処の基本

本計画は、武力攻撃事態等として8類型を想定し、それらに通じる対処の基本を示すとともに、事態類型ごとの留意事項を特記したものである。

区は、本計画で定めるところにより国民保護措置を実施するとともに、状況に応じた臨機応変な対処が不可欠であることに留意し、運用を図る。

(3) テロへの対処を重視

本計画は、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国際競技大会等における危機管理の視点を踏まえ、緊急処理事態（大規模なテロ等）への対処を重視する。

テロに迅速に対処するため、区は、都と連携して、特に、大規模な集客施設の管理者や事態発生時の現地での活動機関における連携協力の強化を図る。

(4) 大都市東京の特性や実効性に配慮

本計画は、大都市東京の特性を踏まえるとともに、都・区が実施したNBCテロ災害訓練等の成果を反映するなど、実効性の確保に留意し作成した。

今後、国民保護に関する訓練や対処マニュアル等の整備を通じて、さらに実効性の向上を図るものとする。

(5) 事態認定前の突発的な事態にも対処

本計画は、突発的にテロ等が起きる場合を想定し、政府による事態認定前における対処についても示した。この場合、区は、区民等の生命を守ることを第一義に、災害対策基本法など既存の法制を活用し、住民避難などの措置を迅速に行う。

(6) 災害対策の仕組みを最大限活用

本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「品川区地域防災計画」（以下「防災計画」という。）等により構築された災害対策のしくみを最大限に活用している。

区は、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等にあたり、災害対策との有機的な連携に配慮する。

^(*) 既存のマニュアルの修正または新たな整備により行う。マニュアル等の整備にあたっては、地域防災計画に関するマニュアルや各部が定める危機管理マニュアル等との整合性に十分に留意するものとする。

4 計画の見直し、変更手続

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、品川区国民保護協議会（以下「区国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、区議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問および都知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 区民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 区民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、区民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 区民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、区民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、区民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、防災区民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮および国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、または滞在している外国人についても、国民保護措置の対象であることに留意する。

(10) 地域特性への配慮

区は、国民保護措置の実施に当たって、特に以下の地域特性に配慮する。

- ・火力発電所（品川・大井火力発電所）の立地
- ・我が国を代表する東京港の施設（大井コンテナ埠頭、品川コンテナ埠頭）
- ・鉄道ネットワーク（JR線、東急線、京急線、都営線、東京モノレール、りんかい線）
- ・都内でも有数の路線型商店街が所在
- ・住宅密集地が多い（特に荏原地区）
- ・大規模集客施設（品川総合区民会館〔きゅりあん〕、大井競馬場等）の立地
- ・大井町、目黒、五反田、大崎、天王洲周辺にオフィスビルや商業ビルが多数立地

(11) 地域防災計画との整合性確保

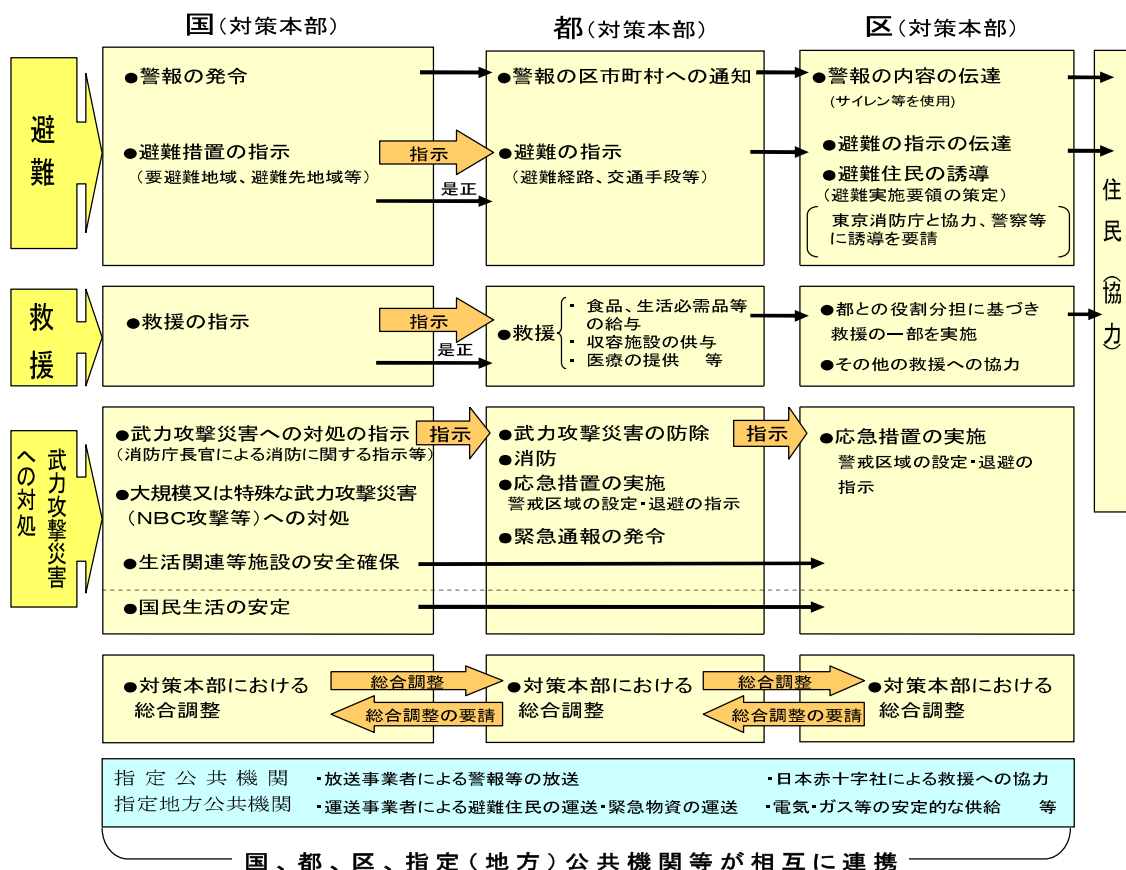
区は、国民保護措置の実施に当たって、以下の観点から、防災計画との整合性や連続性を確保することにより、災害対策のしくみを最大限活用し、計画間の有機的連携を図る。

- ・組織体制、24時間即応体制、職員参集体制
- ・東京都関係機関、指定公共機関、公共機関等関係機関との連携
- ・情報収集・連絡体制
- ・区民等への情報伝達体制
- ・避難行動要支援者支援体制、医療救護体制
- ・防災区民組織など関係団体への支援体制 など

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



■区

機関の名称	事務または業務の大綱
品川区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区国民保護計画の作成 2 区国民保護協議会の設置、運営 3 区国民保護対策本部および区緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集および提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■都（都国民保護計画より）

機関の名称	事務または業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 都国民保護計画の作成 2 東京都国民保護協議会の設置、運営 3 東京都国民保護対策本部（以下「都対策本部」という。）および緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集および提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除および軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

■指定地方行政機関

機関の名称	事務・業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置および使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集および提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料および備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設および車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握および情報の提供
東京海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報および避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持および安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等および退避の指示 5 海上における消火活動および被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

■自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施および関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

■指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報および避難の指示（警報の解除および避難の指示の解除を含む。）ならびに緊急通報内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送および緊急物資の運送 2 旅客および貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保および国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾および空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄および配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨、金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

■ 公共的機関

機関の名称	事務または業務の大綱
品川区医師会 荏原医師会	1 医療救護活動の協力に関する事 2 防疫の協力に関する事
品川歯科医師会 荏原歯科医師会	歯科医療活動に関する事
品川薬剤師会 荏原薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導および医薬品の管理に関する事
東京都獣医師会品川支部	動物等の保護に関する事
東京都柔道整復師会品川支部	医療救護活動の協力に関する事
株式会社ケーブルテレビ品川	警報および避難の指示（警報の解除および避難の指示の解除を含む。）の内容ならびに緊急通報の内容の放送
防災区民組織	住民の避難や被災者の救援に対する援助、消火活動、負傷者の搬送など国民保護措置の実施の協力に関する事
協力団体 （品川建設防災協議会） （東京都トラック協会品川支部）	1 応急建設資機材、労力等の提供および業務の実施の協力に関する事 2 応急土木資機材、労力等の提供および業務の実施の協力に関する事 3 応急対策用貨物自動車に関する労力等の提供の協力に関する事

第4章 区の地理的、社会的特徴

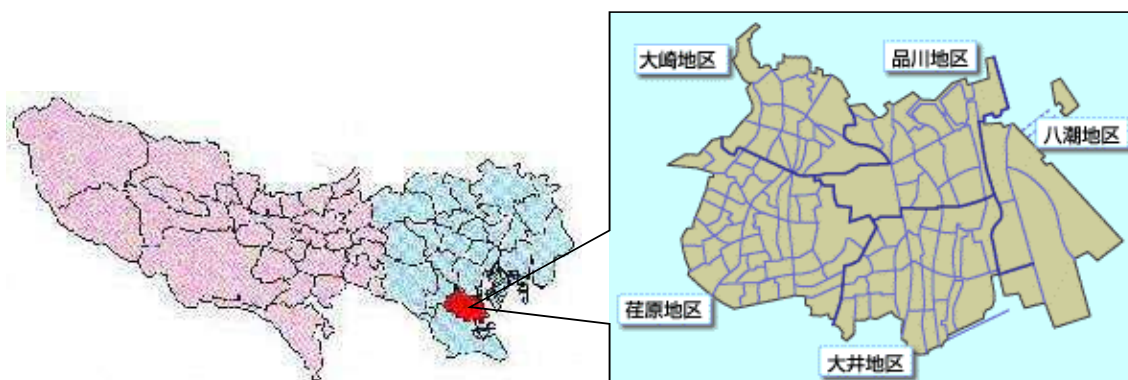
区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について確認する。

1 地理的特徴

(1) 位置および面積

区は、武蔵野台地の東南端にあり、東京都 23 区の南部に位置し、概ね東経 139 度 43 分、北緯 35 度 36 分にあつて、東は東京湾に面している。

また、区の土地面積は 22.84 km²（平成 29 年 10 月 1 日現在）であり、東京都の約 1/96、23 区全体の約 1/27 の広さにあたる。



本区の位置関係

区内地区別の面積（平成 29 年 10 月 1 日現在）

地区	面積
品川地区	4.30km ²
大崎地区	3.43km ²
大井地区	4.73km ²
荏原地区	5.81km ²
八潮地区	4.57km ²
区全体	22.84km ²

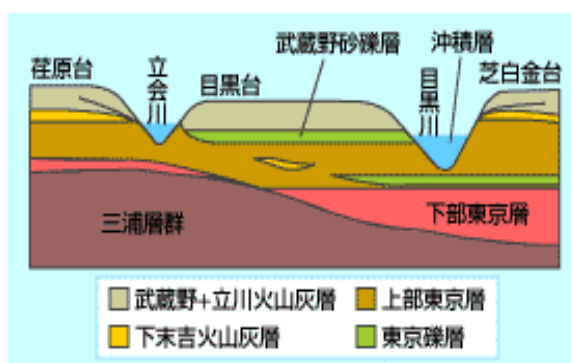
(2) 地形

区内には目黒川（延長約 3.7km）、立会川（開渠部分 756m）が流れている。

目黒川をはさんで芝白金台と荏原目黒台に二分され、さらに立会川によって一部が目黒台と荏原台に分かれている。また、目黒川に沿った大崎や五反田、海岸に近い品川や大井あたりに低地が広がっている。

本区の西部および南部は、標高 20m の荏原台の東端部にあたり、その中を東流する立会川の谷と馬込の谷を除けば平坦な台地となっている。また、東京湾に面した埋立地は「大井ふ頭」と呼ばれており、その一部は品川区に属している。

北部は、標高 30m の淀橋台の東南端部にあたり、地盤は固いが、台地の南側を東流する目黒川の谷とその枝谷がつくる起伏による崖が数多く分布している。

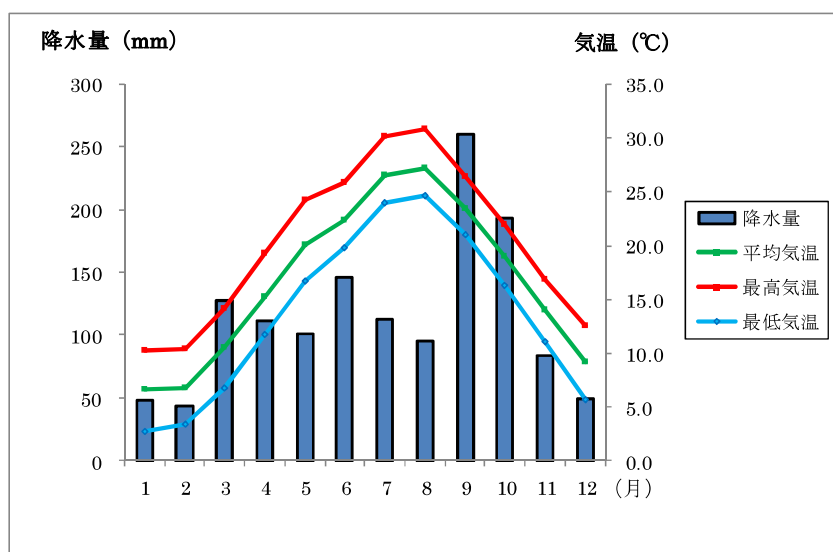


本区の地形断面図

(3) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。近年はヒートアイランド化の影響により、年々気温が上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多い。

過去 5 年間（平成 26～30 年）の気象観測データ（観測地：東京羽田、東経 139 度 46.8 分、北緯 35 度 33.2 分、標高 6m）によると、年平均気温 16.7℃（1 月平均 6.56℃、8 月平均 27.24℃）、月平均降水量 114.3mm（1 月平均 47.8mm、9 月平均 260.8mm）である。



各月における気温の推移および平均降水量（平成 26～30 年）

2 社会的特徴

(1) 人口分布

人口密度は16,971.2人/km²（平成30年10月1日現在）であり、地域別に見ると、荏原地区が2万人を超え一番高く、八潮地区が3千人を切り最も低い地域となっている。

夜間人口に対し、昼間人口が多く、平成27年の昼間人口指数140.6は東京都や23区全体の比率よりも高い。

本区における各種人口等データ

人口総数	400,047人	令和元年7月1日
日本人人口	386,432人	令和元年7月1日
外国人人口	13,615人	令和元年7月1日
世帯数	224,530世帯	令和元年7月1日
選挙人名簿登録者数	326,356人	平成29年12月1日
土地面積	22.84km ²	平成29年10月1日
人口密度	16,971.2人 (1km ² あたり)	平成30年10月1日
昼間人口	544,022人	平成27年10月1日 (国勢調査結果より)
夜間人口	386,855人	平成27年10月1日 (国勢調査結果より)
転入人口	33,183人	平成29年1年間
転出人口	28,565人	平成29年1年間
出生数	3,800人	平成29年1年間
死亡数	3,051人	平成29年1年間
婚姻届出件数	3,470件	平成29年度
離婚届出件数	688件	平成29年度

区内地区別の世帯数、人口、年齢構成比、人口密度^(*)

地区	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年少人口 構成比 (%)	生産年齢人口 構成比 (%)	高齢人口 構成比 (%)	人口密度 (人/㎢)
品川地区	39,584	73,242	12.3	66.9	20.8	16,158.1
大崎地区	40,063	69,296	11.8	71.2	17.0	19,256.0
大井地区	56,533	102,317	11.9	68.3	19.8	20,853.7
荏原地区	82,461	143,111	10.5	66.7	22.8	24,195.5
八潮地区	5,889	12,081	10.2	56.7	33.1	2,661.5
区全体	224,530	400,047	11.4	67.6	21.0	16,939.8

(2) 交通

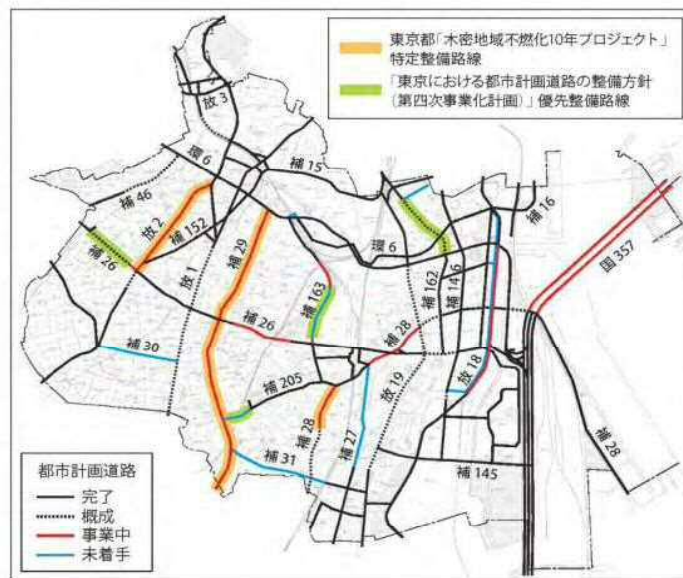
ア 道路

道路は、区をほぼ南北に走る国道1号(第二京浜)、国道15号(第一京浜)、国道357号(東京湾岸道路)、中原街道などがある。また、これらの道路と直交するように環状六号線(山手通り)がある。

首都高速道路は、湾岸線、羽田線、目黒線、中央環状線がある。湾岸線では、お台場や有明地区、羽田空港につながっている。

区内道路の総延長を見ると、一般国道(16,539m)、都道(25,940m)、特別区道(328,625m)、自動車専用道(17,351m)含め、合計の総延長は388,455mである(平成30年4月時点)。

本区の道路交通マップ



(*) ・年少人口：0～14歳、生産年齢人口：15～64歳、高齢人口：65歳以上
 ・構成比については端数処理の関係上、全体とその内訳が一致しない場合がある。
 ・世帯数および人口は令和元年7月1日現在、その他は平成29年10月1日現在である。

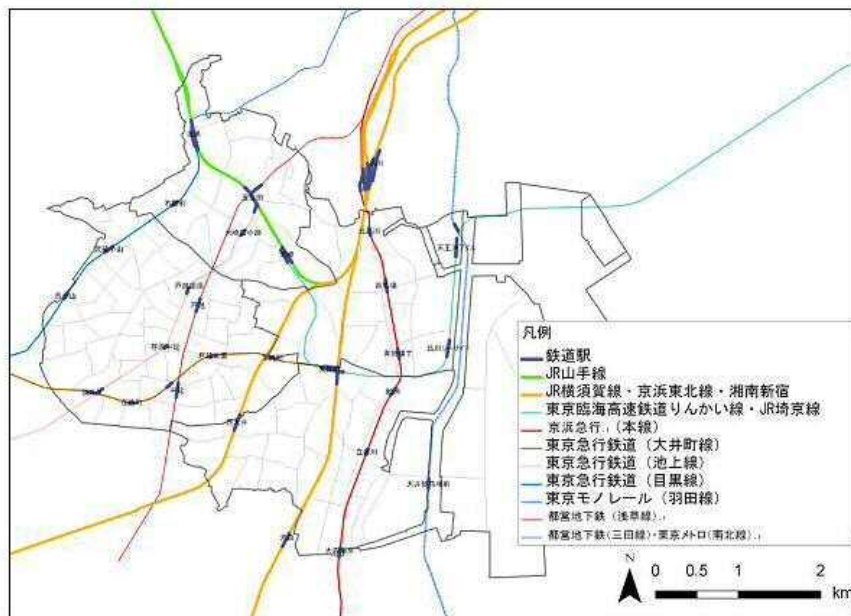
イ 港湾

首都圏の生活と産業を支える東京港の施設として、大井コンテナ埠頭（2,354m）、品川コンテナ埠頭（745m）がある。

ウ 鉄道

鉄道は、JR 東日本、東京急行電鉄、京浜急行電鉄、東京都交通局、東京メトロ、東京モノレール、東京臨海高速鉄道の14線が縦横に走っている。

本区の鉄道交通マップ



路線名	駅名
JR線 (京浜東北線、山手線、埼京線、湘南新宿ライン、横須賀線)	目黒 五反田 大崎 大井町 西大井
東急目黒線	目黒 不動前 武蔵小山 西小山
東急池上線	五反田 大崎広小路 戸越銀座 荏原中延 旗の台
東急大井町線	大井町 下神明 戸越公園 中延 荏原町 旗の台
京浜急行線	北品川 新馬場 青物横丁 鮫洲 立会川 大森海岸
都営浅草線	五反田 戸越 中延
都営三田線	目黒
東京メトロ南北線	目黒
りんかい線	天王洲アイル 品川シーサイド 大井町 大崎
東京モノレール	天王洲アイル 大井競馬場前

主な駅の乗客数は以下のとおり。

区内の主要駅における1日あたり乗車人員（平成28年度）

主な駅の1日平均乗車人員（平成28年度）				
JR 東日本		京浜急行電鉄		
JR 東日本	山手線		本線	
	-目黒駅	110,219 人	-青物横丁駅	20,584 人
	-五反田駅	136,045 人	都営地下鉄	
	-大崎駅	160,820 人	浅草線	
	京浜東北線		-五反田駅	33,764 人
	-大井町駅	104,230 人	-戸越駅	10,794 人
	横須賀線		-中延駅	15,354 人
	-西大井駅	15,167 人	三田線	
東京急行電鉄		-目黒駅	47,253 人	
東京急行電鉄	目黒線	東京地下鉄		
	-目黒駅	132,731 人	南北線	
	-不動前駅	15,446 人	-目黒駅	55,493 人
	-武蔵小山駅	26,708 人	東京臨海高速鉄道	
	-西小山駅	18,778 人	りんかい線	
	池上線		-天王洲アイル駅	17,935 人
	-五反田駅	55,215 人	-品川シーサイド駅	22,045 人
	-戸越銀座駅	10,031 人	-大井町駅	41,855 人
	-旗の台駅	33,095 人	-大崎駅	61,340 人
	大井町線		東京モノレール	
	-大井町駅	70,564 人	-天王洲アイル駅	14,510 人
	-中延駅	11,183 人		
	-旗の台駅	37,493 人		

※1日平均乗車人員10,000人以上の駅のみ掲載

エ バス

区内には、京浜急行バス、東急バス、都営バスが運行している。

(3) 都市構造

ア 土地利用

(ア) 大崎、五反田、天王洲等では、業務・事務所機能が集積している。

(イ) 荏原地区を中心に、木造賃貸アパートが戸建住宅や集合住宅に更新されている。

(ウ) 荏原地区では、敷地面積が小さく道路が狭いことから住宅密集地を形成している。

(エ) 土地利用の構成比を比較すると、住宅土地利用が増加し、工業土地利用が減少傾向となっている。

イ 建物分布

二葉、豊町、中延、旗の台、戸越等に住宅密集地があり、八潮、東品川、大崎、五反田等では集合住宅、高層住宅が数多い。

ウ 大規模集客施設・商店街

品川区立総合区民会館（きゅりあん）、大井競馬場、大崎ニューシティ、ゲートシティ大崎、アトレ大井町、アトレ目黒、イオン品川シーサイド店、大森ベルポートなど不特定多数の人々がショッピングや娯楽などに訪れている。

また、武蔵小山、荏原町、中延、戸越銀座等をはじめ、商店街の数は 104 にのぼり都内でも有数の商業地である。

エ その他重要施設

(ア) 都内で唯一、大井火力発電所（総出力 105 万 kW、原油）、品川火力発電所（総出力 114 万 kW、都市ガス）という火力発電施設が存在する。

(イ) タイ王国、ミャンマー連邦など駐日外国公館（大使館・領事館）がある。

(ウ) 大井町、目黒、五反田、大崎、天王洲周辺にはオフィスビルや商業ビルが多数建設されている。

オ 公園・緑地

区立の公園や防災広場は、計 266 ヲ所、約 64 万㎡となり、都立の公園は計 8 ヲ所、約 73 万㎡である（平成 30 年 4 月 1 日）。

カ 河川

区内には、二級河川である目黒川（約 3.7km）、立会川（開渠部分 756m）の河川が流下している。

また、区内の公共溝渠は総延長約 70km におよび、そのうち開渠として残っている箇所は、宅地内排水等が接続されているものがほとんどである。